

東大阪市選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第4号の規定により、選挙人名簿に登録されるべきでなかった者を抹消したので、同条の規定により告示する。

令和8年7月1日

東大阪市選挙管理委員会  
委員長 平田正造

1 抹消者名簿（別添）

2 地区別の抹消者数

	男	女	計
東	0	0	0
中	0	0	0
西	0	1	1
計	0	1	1

